

日本知財学会シンポジウム 2016年12月3日

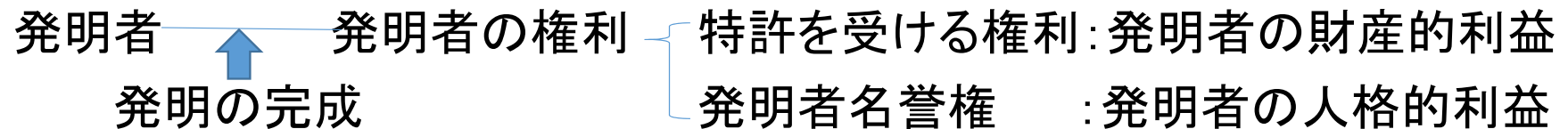
発明者の人格的利益の 保護について

大阪大学大学院高等司法研究科 教授

茶園 成樹

発明者の権利

●発明者の権利



●特許を受ける権利に関する近時の法改正

- ・平成23年改正: 冒認出願に基づく特許権の移転請求権の創設

＝特許を受ける権利の保護強化

- ・平成27年改正: 職務発明に係る特許を受ける権利の使用者等への原始帰属

●発明者名誉権を直接的に定める規定なし。十分な議論が行われていない

発明者の人格的利益に関する規定

- ・工業所有権の保護に関するパリ条約4条の3

「発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。」

＝発明者名誉権に関する規定であり、特許法26条により我が国に直接適用

- ・特許法において、発明者の氏名が特許出願の願書(36条1項2号)、出願公開・特許権の設定登録後の特許公報(64条2項3号、66条3項3号)、特許証(28条1項、特許法施行規則66条4号)に記載されることが定められている

＝発明者が発明者名誉権を有することを前提として、これを具体化

- ・裁判例では、発明者の氏名が表示されていない場合に、その記載の補正手続請求(大阪地判平成14年5月23日判時1825号116頁〔三徳希土類事件〕)、不法行為として損害賠償請求(東京地判平成19年3月23日(平成17年(ワ)8359号・13753号)〔ガラス多孔体及びその製造方法事件〕、大阪地判平成22年2月18日判時2078号148頁〔抗CD20モノクローナル抗体事件〕)

発明者の人格的利益の保護(1)

・保護の必要性

発明者は、自己の創造的能力を駆使して発明を行う

発明との繋がりが認知 → 社会的評価を得る機会・発明への意欲

・職務発明の場合

職務著作	職務発明	
	あらかじめ使用者等への帰属の定め	×
著作権 : 法人等	特許を受ける権利 : 使用者等	特許を受ける権利 : 従業者等
著作者人格権 : 法人等	発明者名誉権 : 従業者等	発明者名誉権 : 従業者等

発明者の人格的利益の保護(2)

	著作者人格権	発明者の人格的利益の保護
公表	公表権	× ← 発明が特許を受けるためには出願が必要であり、出願により発明は公開
氏名表示	氏名表示権	①特許公報・特許証における発明者表示 表示されない場合の救済： <u>出願係属中と特許付与後不表示の請求</u> ②発明の実施に際して発明者表示 (例えば、発明の実施品に発明者表示)
改変	同一性保持権	× ← 発明は何らかの課題解決手段として改良されることが当然に予定